

那福第4015号

令和2年4月13日

各居宅介護支援事業所 御中

那智勝浦町福祉課長 榎本 直子

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて

(居宅介護支援事業所関係)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現在、厚生労働省より介護保険に関して臨時的な取扱いが示されているところであり、このたび、本町における居宅介護支援事業所関係の臨時的な取扱いについて、令和2年4月13日から当面の間、下記のとおりと致しますのでお知らせします。なお、この取扱いを終了するときは、改めて通知します。

記

(1) サービス担当者会議の実施について

感染拡大防止の観点から担当者会議の開催が困難な場合は、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとし、電話やメール、FAX等の代替手段によって行うことを認めます。

(2) モニタリングの実施について

介護支援専門員や利用者等の関係者に風邪等の症状がある場合や、利用者やその家族から訪問を断られた場合等により、訪問が困難な場合は、電話やFAX等による方法を活用し、その経過や内容を記録することで、基準上のモニタリングを実施したものとみなします。

(3) その他

(1)、(2)により、代替手段を活用した場合は、必ずその理由を記録してください。

以 上

※本取扱いは、一律に「担当者会議やモニタリングにおいて訪問や面接等を行う必要はない」とお知らせするものではありません。利用者や事業者の安全に細心のご注意をいただき、適切な対応をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

那智勝浦町役場 福祉課介護保険係

電話：0735-29-7039 (直通)

※厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」